

平成30年7月豪雨災害義援金を募集しています

平成30年7月豪雨災害により、各地で人的被害をはじめ、家屋の倒壊等の甚大な被害が出ています。市では、この災害で被災した方々を支援するため、市役所等で義援金の募集を始めました。
募金箱設置場所 市役所、各市民センター、中央図書館 **募集期間** 12月31日まで
 ※日本赤十字社への直接振り込みについては、市ホームページをご覧ください。
問い合わせ 福祉総務課

粗大ごみの出し方

☆粗大ごみ：一般家庭（事業所からのものを除く）から排出される大型ごみ▽可燃性のものを目安として1辺の長さがおおむね50cm以上▽不燃性のもので30cm以上▽処理手数料がかかります

☆生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯は、処理手数料が免除になります。直接持ち込みの場合は、受付時に証書を提示してください。自宅回収の場合は、申し込み時にお申し出ください。

直接持ち込み（予約不要）青梅市リサイクルセンター（新町6-9-1）へ持ち込みできます。持ち込みできる日時 月々金曜日、日曜日 午前9時～午後4時 ※祝日、年末年始を除く ※午前11時30分～午後1時

▽市内の住所が確認できるものをお持ちください。▽処理手数料は、その場でお支払いください。粗大ごみ自宅回収（予約制）粗大ごみ専用受付電話 ☎23・5805へお申し込みください。

※電話番号を間違えないようにご注意ください。※収集まで数日お待ちいただきますので、早めにご連絡ください。

受付日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時 ※祝日、年末年始を除く ※月曜日や連休明けの申し込みは混みます。▽品名・大きさ・数量を伺います。▽建築資材、タイヤ、コンクリート、テレビ等、収集できないものがあります。

▽処理手数料は、納付書によりお支払いください。収集時に現金で支払うことはできません。収集日 月々金曜日（祝日を含む） ※年末年始を除く

▽品物には、粗大ごみ・品名・受付番号（予約時にお伝えします）を書いた紙を貼ってください。

粗大ごみボックス 12-3456

目録の貼り付け位置

▽収集当日は、収集車両に積めるように道路際まで品物を出してください。収集時の立ち会いは不要です。

▽せん定枝は太さ10cm以下、長さ1m以下で、必ず束ねてください。枯れたもの、草、落ち葉、つるは出せません。▽65歳以上の方のみ、障害者のみで居住し、手伝う人がいない世帯で、自分で粗大ごみを屋外へ運

び出すことが困難な場合は、係員が運び出して収集しますので、申し込みに時にご相談ください。問い合わせ 清掃リサイクル課

家電4品目の収集は販売店等へ

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は、家電リサイクル法対象製品のため、市では収集できません。

製品を購入した店または買い換えをする店に引き取り（リサイクル料金、収集運搬料金がかります）を依頼してください。それ以外の場合は、市内では、青梅新興（株） ☎74・4281が有料で収集しています。

問い合わせ 清掃リサイクル課

粗大ごみ等の不法投棄

不法投棄は、犯罪であり、法律によって処罰されます。

市では、不法投棄への対策として、環境美化委員や青梅警察署の協力により随時パトロールを行うほか、防止を呼び掛ける看板等を設置していますが、依然としてなくなりません。

不法投棄されたごみの処分は、土地所有者へお願いしています。土地所有者の皆さんは、自衛策にご協力ください。

問い合わせ 清掃リサイクル課

ダンボールコンポストで生ごみ減量 生ごみたい肥講習会

ダンボールコンポストとは、ダンボール箱に土壌改良材を入れ、微生物の力で生ごみを分解し、たい肥を作るものです。1箱で約3か月分の生ごみ30kg程度から、約5kgのたい肥を作ることができます。

これまでの受講者からは、「燃やすごみが減り、袋の節約になった」、「生ごみの匂いから解放された」、「生ごみ→たい肥→作物→食卓という循環が体験できた」など、好評です。ぜひご参加ください。

日時 8月31日（金）午前9時30分～11時
会場 市役所2階会議室
定員 先着25人（予約制）
費用無料
持ち物 新聞紙（朝刊2日分）、筆記用具
 ※新聞紙を用意できない方は、申し込み時にお申し出ください。

その他 講習会終了後、ダンボールコンポスト（約8kg）をお持ち帰りいただきます。
申し込み 8月6日～17日の午前9時～午後5時に電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ

後期高齢者医療保険料 8月の特別徴収額が変更になる場合があります

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金天引き）は、仮徴収（4・6・8月）と本徴収（10・12・翌年2月）として納めていただいておりますが、収入の変動などにより仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。

そのため、翌年度以降の特別徴収額が年間を通してできるだけ均等になるように、8月の徴収額を調整することがあります。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年の所得が確定していないため、原則			確定した年間保険料額から、仮徴収額を		
として前年度2月の徴収額と同額を納付			差し引いた残額を3回に分けて納付		

☆徴収額の調整の参考例（年間保険料58,800円の場合）
 8月の徴収額が減額になる方 (円)

	仮徴収			本徴収			年間保険料
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	
変更前	12,100	12,100	12,100	7,500	7,500	7,500	58,800
変更後	12,100	12,100	5,200	9,800	9,800	9,800	58,800

8月の徴収額が増額になる方 (円)

	仮徴収			本徴収			年間保険料
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	
変更前	7,900	7,900	7,900	11,700	11,700	11,700	58,800
変更後	7,900	7,900	13,600	9,800	9,800	9,800	58,800

フレッシュランド西多摩

羽村市羽4225 ☎042・570・2626
 ホームページ <http://www.nishi.or.jp>

イベント案内 ②ヨーガ教室：木曜日 午後1時30分～2時 30分
 北極写真作品展 氷の世界で生きる動物や大自然などを撮影した写真展です。参加費（1回）①②とも、市内在住者：800円 ※教室と入浴3時間のセット料金です。期間 8月21日（火）～9月2日（日） 教室内 ※回数券、サービス券などは利用できません。日 午後1時～2時

介護保険料 8月の特別徴収額が変更になる場合があります

65歳以上の方の介護保険料は、その多くが特別徴収（年金天引き）となり、原則として年6回の年金支給月に納めていただいておりますが、8月の徴収額が他の月に比べて大きく増額または減額している場合があります。これは、特別徴収の額が年間を通してできるだけ均等になるように、8月の徴収額を調整したことに由来するものです。詳しくは、7月に送付した「介護保険料納入通知書」または市ホームページをご覧ください。問い合わせ 高齢介護課 介護保険料係

弁護士会多摩支部20周年記念 遺言懇談会と弁護士と語る相続

「相続で家族をもめさせないためには？」、「遺言の書き方は？」など、相続について弁護士と一緒に考えてみませんか。気軽に参加ください。

日時 8月31日（金） 午後1時～4時
会場 市役所2階会議室
内容 弁護士による講演（相続や遺言をめぐる法律の解説）、相続等

☆生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯は、処理手数料が免除になります。直接持ち込みの場合は、受付時に証書を提示してください。自宅回収の場合は、申し込み時にお申し出ください。

直接持ち込み（予約不要）青梅市リサイクルセンター（新町6-9-1）へ持ち込みできます。持ち込みできる日時 月々金曜日、日曜日 午前9時～午後4時 ※祝日、年末年始を除く ※午前11時30分～午後1時

☆生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯は、処理手数料が免除になります。直接持ち込みの場合は、受付時に証書を提示してください。自宅回収の場合は、申し込み時にお申し出ください。

直接持ち込み（予約不要）青梅市リサイクルセンター（新町6-9-1）へ持ち込みできます。持ち込みできる日時 月々金曜日、日曜日 午前9時～午後4時 ※祝日、年末年始を除く ※午前11時30分～午後1時